

# 昭和天皇の戦争責任

——受け継がれる「聖断論」を越えて——

額 額  
厚

## 一．戦前と戦後とを繋ぐもの

戦後日本人は、敗戦（終戦）を境に戦前と戦後は切断されたと考えてきた。ある人は、切断されたがゆえに、新しい戦後が用意されるのだと捉えようとする。いわゆる「切断論」には、これまた多様な解釈が存在する。一つには、二度と忌まわしい軍国主義の時代を繰り返したくない、という教訓が込められている。自らの辛かった戦争体験を乗り越えて、豊かさを取り戻すために、過去との決別を志向する。二つめには、必ずしも戦前を全否定する訳ではないにせよ、敗戦という現実の前に、どこか後ろめたさの感情が自らの精神を取り巻いていて、そこから逃れたいという思いから切断論を主張するものである。

例えば、これら二つの切断論は、大方の戦後日本人に共通するものではない。それでは戦争という歴史事実からの逃避という消極的な感情と言ってよい。これらと反対に戦前と戦後は、あくまで時間の経過を意味するだけであり、敗戦（終戦）によっても、戦前と戦後は不変であり、連続しているという立場を抱く日本人も、実に多いはずである。つまり、戦争という歴史事実が終焉しただけであって、天皇制を中心とする日本という国の形や本質は変わっていないとするのである。

天皇制も元首天皇制（＝絶対主義的天皇制）から象徴天皇制（＝民主主義的天皇制）へと天皇制の民主化が行われたことは否定し難い。だが、日章旗も君が代も、現在では法制化され、「国旗・国歌」となった。流石に現在では希

なケースとなったが、戦後から暫くは天皇制の象徴であった「御真影」が各家庭の床の間に飾られるのは極普通の風景であったし、「菊の御紋章」は、現在でもパスポートなどに残されている。

日本と同様に敗戦国となったイタリアやドイツが、戦後に国歌も国旗も新しく変更した事例と比べ、日本は戦前を敗戦によっても全否定されなかった、という強い思いが、戦後日本人の有力な連続論を説明するうえで持ち出される。そのような連続論を説く人たちは、要するにアジア太平洋戦争の結果を敗戦と受け止めず、終戦あるいは終息という価値中立的な表現で捉える。さらには、内心では侵略戦争とする評価を下していても、その戦争発動は、合理的でかつ正当な目的のもとに遂行された尊い行為とする位置づけを用意する。

アメリカに降伏したのは事実だが、それは正当で崇高な目的を何ら貶めるものではなく、むしろ日本の戦争行為は、日本の内外から称揚されてきたとする主張を繰り返す。いわゆる、「大東亜戦争肯定論」という議論である。

このような議論に組みする人たちは、現在においても決して少なくない。むしろ、靖国神社参拝問題を頂点とする歴史問題が浮上するのに比例して、こうした議論が様々な装いを凝らしながら再生産される時代潮流にある。そこに

は戦後民主主義を総批判し、戦後の政治体制を解体しようとする政治的な思惑へと繋がっている。戦後の否定のために、戦前を肯定するという形式議論と同時に、内実としても戦後日本を丸ごと戦前に回帰させようとする志向性も強い。

だが、単純な戦前回帰やナシヨナリズムでは、戦後生まれの七割に達した現代日本ではあらたな戦前の創造は無理である。多数の政治的無関心層が拡散している現状のなかで、それでも新たな戦前を創造しようとするれば、何が必要か、どのような道具立てが用意されるべきか、実はそのような思惑を抱く人々のなかにも決め手はない。

## 二・戦前回帰の何が問題か

実は私も連続論を採る。だが、以上に挙げた連続論と決定的に異なる。それは何よりも、新たな戦前を創造しようとする思惑に反対であること、そして、戦前なるものの復権であれ回帰であれ、それが再び戦争という暴力国家への道を辿る可能性が現実味を増しているからである。あれだけの侵略戦争と加害行為を積み重ねながら、それでもなお戦前期日本の国家体質を払拭できないのは次の理由があるからである。

第一に、天皇制が残置されたがゆえに、戦前の国家体制（国体）が形を変えて生き残っている事である。その具体

事例として、天皇の決断による「終戦」（所謂「聖断」という高度な政治戦略が功を奏したからである。「聖断」は天皇制存置に結果しただけでなく、天皇制国家固有の思考方法や組織（特に官僚組織）をも存置させ、それがそっくり戦後に持ち込まれたのである。そこでは岸信介に代表されるように、人物をも戦後に復権させる機能を發揮した。その意味で「聖断」が戦前と戦後の橋渡しをしたと言える。

第二には、戦争指導者としての昭和天皇及び日本陸海軍軍人は、非選出者であり、国民の意思と関係なく戦争指導を遂行したからである。その結果、国民不在の戦争として先の戦争があった。そこから敗戦責任、戦争責任への自覚は、国民の間で生まれようがなかった。戦争との関わり方は、「被害者」「騙された」とする没主体的な位置に徹することによって、被侵略諸国家及び被植民地国の人々から加害者として見られている事実全く無自覚であった。例え、明治憲法下において「臣民」と位置づけられようと、それは自らが加害者ではないことの弁明にはならないのである。

第三に、「聖断」によって昭和天皇の戦争責任が免罪されたことである。特に、戦後日本人にとって、侵略戦争の責任主体を明確にし、責任の所在を明らかにすることが不可欠であった。そうでなければ本当の意味で戦後は出発出

来なかったはずである。しかし、「聖断」が戦争責任の所在を曖昧にし、むしろ最大の戦争責任者を、最大の平和貢献者へと移し替えた。それは戦後において、「平和主義者天皇」という虚像を再生産することで、戦後日本人にも戦前期日本への回帰さえ促してきた。その一端が、靖国神社であり、「神の国」日本への憧憬という日本人意識である。この点を正面から論じなければ、日本人は戦前から解放されないのではないか。

### 三．徹底して美化された聖断

一九四五年八月一四日午後一〇時半から宮中内で閣僚と最高戦争指導会議連合の御前会議が開催され、そこで鈴木貫太郎首相が「聖断」を上奏し、これに答える形式で、昭和天皇は「国体に就いては敵も認めて居ると思う毛頭不安なし」（原書房編集部編『敗戦の記録』原書房、一九六七年）と言いつつた。御前会議を受けての閣議で聖断を受ける形でポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏することが正式に決定された。そして、戦争終結を内外に公表するために「詔書」が作成され、同日の午後一一時半に天皇自ら「詔書」を朗読し、録音された。それが翌日の正午に放送された、いわゆる「玉音放送」である。

ここで、「詔書」の内容を先ず見ておこう。そこには、

聖断のシナリオを主導した宮中グループの姿勢が読み取れ、同時に詔書を朗読した昭和天皇の戦争認識及び戦争責任意識の欠落ぶりが如実にされている。詔書は最初に「非常の措置を以て時局收拾」にあつた結果が聖断であつたとし、戦争終結に到つた原因に触れて、「戦局必ずしも好転」しなかつたとし、あくまで日本が敗北したという事実を認めていない。

それどころか、敵の「残虐なる爆弾」（原子爆弾のこと）により多くの死傷者を出す結果となり、このまま戦争を継続すれば日本民族の滅亡と、人類文明の破滅を招来する恐れがあり、これを聖断によつて救つた、とする。つまり、原子爆弾の投下に至る経緯や背景については一切口を瞑り、むしろ原爆投下の責任を暗に仄めかすだけで、原爆投下を誘引した国内政治指導の過ちに背を向ける。

さらに、今回の戦争の位置づけに関しては、「抑々帝国臣民の康寧を図り万邦共榮の樂を偕にする」ためと、「帝国の自存と東亜の安定とを庶幾する」ことにあつたと位置づける。ここでは、中国をはじめアジア諸国への侵略戦争や朝鮮など植民地支配による多大の人的物的損害を与え、日本国民にも計り知れない苦渋を味合わせた戦争責任の所在を棚上げにする。

あくまで今回の戦争が、日本の自立とアジアの安定を願

う、まさに「大東亜共榮圏」の建設を企図した事業の一環だと言う。そこには降伏の文字は全く使用されず、ついで侵略の事実も、敗北の結果も、深刻な反省も一切見られない。さらに聖断による戦争終結の結果、「朕は茲々に国体を護持し得て忠良なる爾臣民の赤誠に信倚し」、「神州の不滅」を信じて国家再建に当たるべきであるとした。

ここまできても相変わらず「国体護持」「神州不滅」が金科玉条の如く使用される。戦争終結で、天皇制国家の一大事業が一端中断されたが、「臣民の赤誠」、すなわち日本国民の天皇への忠誠心を頼りにして、再びこれまで追求してきた目標を実現しようという文面で全体がまとめられている。

こうして、宣言受諾により無条件降伏という事実が隠蔽され、併せて敗戦による戦争指導・政治指導の最高責任者としての天皇の地位と天皇制温存への新たなシナリオが、この「戦争終結の詔書」において巧みに練りあげられることになったのである。同時に、天皇自ら国民に向けて肉声で訴えるという形を採用したことは、戦争の被害と敗戦の衝撃で混乱の極致に陥ると予測された大部分の国民のなかに、天皇の戦争責任を免責する心理的效果をも生むことになった。

その効果は、東條英機ら七名がA級戦犯として絞首刑さ

れたこととの対比のなかで、一層鮮やかに昭和天皇免責論を醸成していく。戦後天皇制を保守することによって戦後保守権力が再生・復権するために、聖断の政治手法は決定的な役割を担ったことになる。

#### 四、「聖断神話」の形成

アジア太平洋戦争の終結が、天皇の聖断によって決定されたことは、いくつかの点で重要な問題を提供している。

まず第一点目には、天皇の明確な意思によって日米戦争が開始され、アジア太平洋戦争が終結したということである。換言すれば、聖断という旧憲法の枠組みを踏み越えた形式によってのみ戦争終結を果たすことが可能であったのである。そのことは天皇の大権を代行する政治・軍事機構が、その内部調整と統制に行き詰まったとき、最終的には天皇の権威を背景とする調整と統合に依存するしかない国家体制であったことを示すものであった。

明治国家体制が、国家緊急事態に陥った場合、国会も内閣もあるいは巨大な官僚機構も、何ら有効な機能を發揮し得ず、天皇の権威に縋るしかなかったことは、その根本原因を明治国家体制の分権性という点に求められる。そのことは、天皇制支配国家の弱点を克服し、さらに非常事態を乗り越えるには、天皇の持つ大権にもまして、天皇の権威

という超憲法的対応においてのみ可能であったということである。

敗戦によって本来解体されるべき戦争指導の主体が、自らの再生を目的として、言うならば自己変革を遂げることによって戦前権力の中身を保守することに成功する。それゆえに、軍事組織の解体や憲法の全面的改定といった政治変革によっても、天皇制はあらたな施しを得て温存されることになったのである。

確かに、統帥権者などとしての天皇の政治権力は敗北によって失われたが、天皇の権威は聖断という政治的儀式によって、逆に倍加される機会を与えられたと言える。だが、聖断による開戦決定および戦争終結方式が採用されたことは、アジア太平洋戦争の戦争責任の所在を曖昧し、戦争行為を發動した国家の意思をもまた不明確にする結果を招くことになったことも極めて重大な問題である。

要するに、聖断は戦争責任を棚上げしたばかりか、天皇制機構を戦後における新国家体制へスライドさせるうえで重要な役割を担ったことになる。その過程で天皇の戦争指導政策の失敗と責任が不問に付され、天皇制機構が温存される。事実、戦後の保守再編強化の過程で、この聖断によって「平和」天皇に〈変身〉した新たな天皇を〈象徴〉という形式にして利用していくのである。

その意味で天皇（象徴）化の背景には様々な政治上の思惑が混在しているが、これまで述べてきた文脈で言うならば、第一に昭和天皇あるいは近代天皇制を非政治的な存在として内外に認知させることで、その戦争責任としての主体性を曖昧化あるいは不在化することにあった。非政治的かつ非主体的な存在に戦争責任という歴史事実から派生する具体的事象は問えないのである。

陸海軍という戦争の実行組織の統帥者である天皇の責任を不問に付するうえで、最も不可欠で説得的な方法として天皇及び天皇制の再定義を敢えてなすことによる戦争責任回避への道を聖断によって切り開いたのである。そこには戦争責任者でないがゆえに、聖断の主役を担える資格と条件を備えていた昭和天皇というイメージが創り出されたのである。

確かに常識からすれば、責任者自ら責任を問い、自らを裁くことは出来ない。その常識を利用したのである。戦後、多くの「平和天皇」論が流布され、その過程で天皇の聖断によって「平和」がもたらされ、「日本国民」を戦争の惨禍から救ったという「聖断神話」が形成されてきたが、その根底にはこの「常識」に便乗した判断が作用している。

そして、この「聖断神話」を成立させるためには、天皇

の立憲主義が過剰に強調され、絶対主義的側面が後方に追いやられる。恰も昭和天皇が「君臨すれども統治せず」とする立憲君主制の原則を曲げず、アジア太平洋戦争も東條英機、梅津美治郎ら陸軍主戦派の横軍に押されて、仕方なく開戦を決意し、最後には自らの権能を発揮して陸軍主戦派から戦争指導権を取り上げて戦争終結に持ち込んだというストーリーが創作される。ここでは昭和天皇と東條英機との信頼関係の厚さという事実は退けられる。

「平和天皇」であるためには、東條との関係は希薄化されなければならず、陸軍主戦派と対立関係にあった米内光政ら海軍穏健派との関係や、聖断による戦争終結論を説いた近衛や高松宮との事実以上の良好な関係が強調される。そうした戦後から今日まで連続と続く、ある種の歴史の歪曲のなかで「聖断神話」が戦後日本人の心性を掴んでいくのである。

東京裁判で一旦はA級戦犯に指名され、公職追放された戦前の権力者たちが、追放解除されて政界や官界で息を吹き返す背景には、聖断が一種の濾過装置の役割を果たしたとも言える。言うならば、戦前の悪しき権力者や権力機構が、国体護持を図るための手段として合った聖断という濾過装置にかけられて、そして洗浄されて衣服を着替え、戦後に同じ顔で再登場したのである。

## 五・戦後天皇制と聖断論

戦前の天皇制が憲法の改編のみならず、財政面においても皇室財産・資産の凍結が占領政治の主要な一環として強行されるなかで、天皇の政治的かつ物理的な基盤が大幅に殺がれていったことは事実である。その一方で昭和天皇自身は、新憲法制定前後から政治への関心を失わないばかりか、積極的な政治関与を取って行うことになる。

新憲法体制の発足後においては、天皇の地位・身分が「象徴」の用語で骨抜きにされたこともあり、天皇自ら政治を手練り寄せることは無理であった。しかし、天皇周辺および戦後内閣の閣僚たちは、天皇への「内奏」を繰り返すことによって、自らの政治的権威を高めようとし、天皇もまた「内奏」を受けることで、脱政治化された天皇及び天皇制に、新たな息吹を吹き込もうとした。

「内奏」を行動に移した典型事例が片山哲内閣の外務大臣であった芦田均によるものであった。芦田は、一九四七年七月二二日に天皇に拝謁する機会を得た。その折りには日本の対外交方針をめぐり天皇自らの見解を披瀝している。つまり、日米関係を重視し、ソ連とは一定の距離を保つべしとしたのである。その後、芦田外相は、幾度か天皇への内奏を行っている。例えば、一九四八年八月一〇日の

拝謁の折りには、昭和天皇から「共産党に対して何とか手を打つことが必要と思ふが」とする問いに、芦田は「私は共産党の撲滅は第一に思想を以てしなければなりません」と答えたと日記に記している（『芦田均日記』一九四八年八月一〇日の項）。

歴代の首相でも内奏に積極的であった佐藤栄作をはじめ、幾人かの政治家がいた。内奏に及んだ閣僚あるいは政治家たちにとって、昭和天皇は依然として戦前的な権威を保持した君主として認識されていたに違いない。そうであればこそ、昭和天皇は、「人間宣言」を行った後にも、今度「人間天皇」として、新憲法によって制約された自らの政治的行為の禁止を意に介することなく、次々と政治的発言や政治的行為を重ねていくのである。

後から政治問題化するが、アメリカ軍による沖縄占領統治の願望を語つてみせ、また、日米安保の締結に積極的な姿勢で臨もうとした昭和天皇のアメリカ追従と沖縄の切り捨てという姿勢も、天皇自身のひとつの政治判断として、間接的ながら政府の態度決定に大きな影響を与えたという意味で、天皇は自ら意識する以上に政治的行為を重ねていたのである。

新憲法による規制がありながら、昭和天皇が次々と政治判断や政治的影響力を事実上行使することが可能であった

背景には、天皇自身とその周辺が、天皇の戦争責任が問われなかったことから、引き続き一定の政治的行為や言動が許容されているという認識が存在したからである。また、それこそが、聖断論を再生産させる原動力となった。

そこでは、文字通り、聖断が政治的演出として格好の役割・期待を与えられた。事実、天皇の政治的役割は、一九四五年九月当時から始まった天皇の「地方巡幸」によって、一段と高まることになった。地方巡幸は、「人間宣言」を行うことで、天皇の神格性・神聖性を喪失させることと引き替えに、あらたな「天皇認知」を獲得する手段として考案されたイベントとしてあった。

このようなイベントが企画された背景には、かつて正木ひろしが、『近きより』（一九四六年再刊第一号）のなかで、アジア太平洋戦争とは、「朕（＝天皇）の身の安全のために宣戦し、朕の身の安全のために降伏したとみるべきである」と喝破したような、先の戦争の経緯と本質への自覚があったからである。

聖断の効果を確認するかのよう開始された昭和天皇の地方巡幸は、戦後の象徴天皇制を保持するための行為であったが、天皇周辺に存在した不安と躊躇とを払拭する結果となったのである。つまり、地方巡幸は、予想外の好意的な反響を引き出し、また、天皇への親和性を醸し出し

た。そのような結果が、聖断論を不動な地位に押し上げることになった。しかし、再三指摘するように、そのことが昭和天皇の戦争責任を問うことによってアジア太平洋戦争の本質を探り、戦後世代にもその侵略戦争を問い続けることで教訓を引き出すべく機会を奪っていく。

その結果、昭和天皇の戦争責任や天皇制それ自体を問うことも、戦前と同様に事実上はタブー視されることになった。天皇報道への管理・統制ぶりが、際だっている戦後日本のジャーナリズムの実態を指摘するまででないであろう。また、天皇の戦争責任に言及した本島等長崎市長（当時）が銃弾を浴び、地方議会において、天皇の戦争責任に関する質問を行った議員への問責決議や戒告処分など、明らかに言論封殺とも思われる愚行が繰り返された。

こうした言論封殺の行為に、ジャーナリズムは毅然とした態度を取ることをせず、概して傍観者の立場に終始する有様であった。そのようなジャーナリズムのスタンスは世論にも内在化しており、同時に多くの保守系政治家たちの天皇観にも表現されていく。なかでも、森喜朗首相（当時）の、「日本は天皇を中心とする神の国」と論じた、いわゆる「神の国」発言（二〇〇〇年五月一五日）を行った。

現職の首相が、主権在民を基本原理とする戦後民主主義を否定してみせる言動の異様さと、これへの世論やジャー



ナリズムの反応ぶりのなかに、聖断論によって獲得された戦後天皇制と戦後保守政治体制とは表裏一体の関係にあることを示しているようである。戦後日本がこれらの関係のなかで戦争責任を問えない、問わない構造を創り上げてしまったのである。そのことを念頭に据えて、私たちはこの構造を解析し、解体する努力することなくして、昭和天皇の戦争責任を問う視座を確立することはできないのである。

## 六、顕在化する「新天皇制」への模索

最後にもう一点だけ付け加えておきたい。それは、「天皇政治」が敗戦によって解体されたことは事実だとしても、天皇制を将来における日本政治の中核に据え、「新生日本」の再構築を目指す動きが顕在化していることである。

昭和天皇の証言録の資料公開が進められている背景には、軍人天皇であった昭和天皇を「平和天皇」とする証拠立てを用意する意図が透けて見える。昭和天皇の戦争責任論を回避するために徹底した人柄論に矮小化する試みがある種の政治的意図を伴ってなされているのだ。

それは天皇制及び昭和天皇の脱政治化である。その意味は二つある。一つは戦後の天皇制研究や昭和天皇研究に

よって明らかにされた昭和天皇と政治・軍事との一体性という歴史事実を可能な限り薄めることにある。「人柄論」を先行させた昭和天皇の証言が相次ぎ出されている理由がここにある。二つには、天皇制自体の脱政治化である。天皇が国家的地位にあり続けるためには、脱政治化は不可欠と踏んでのことである。

しかし、天皇制の政治的位置の変容をどのような視点で捉えるかは、今後の天皇制研究の大きな課題でもある。元首天皇制から象徴天皇制、さらに脱政治化の方向で示された「新天皇制」像は一体どのようなものか。復古主義的天皇制でも、民主的天皇制でもない、とすれば意図される天皇は、かつての天皇機関説論のような国家主義的天皇制とも言いえるような国家機関の主要な一つとしての位置なのか。

そうなる最終的には天皇制の政治化が目論まれ、現行憲法における天皇関連の条項も変更が政治日程に上がってこよう。天皇制のあり方に決着をつけるところまで今後議論が発展するか否かは定かでないが、戦後に蓄積された民主主義の成果を否定するものであってはならない。「新天皇制」の登場という形で民主主義制度の深化を阻むような「新天皇制」への脱皮を許してはならないことだけは、はっきりさせておきたい。